

令和5年11月
定例教育委員会会議

会議録

令和5年11月28日開催

会 議 録

開催日時	令和5年11月28日(火)	午後2時 午後3時50分	開会 閉会
場 所	旭川市教育委員会 教育委員会室		
出席者	局長及び委員	教育長 野崎 幸宏, <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣, 委員 近藤 美保 委員 山崎 與吉	
	事務局 説明員	学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 学校教育部次長 眞田 眞 学校教育部次長 末木 良典 適正配置担当課長 今 多生 教職員課長 佐藤 文泰 教育政策課主幹 田村 貴史	社会教育部長 佐藤 弘康 社会教育部次長 主藤 肇 文化ホール担当課長 松里 秀一 中央図書館長 西野 明子
	事務局 職員	教育政策課主査 道下 眞紀 同 朝倉 裕幸	
傍聴者	0人		
公開・非公開の別	一部非公開		
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市小, 中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第2号 旭川市大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務プロポーザル審査会委員の委嘱について ・議案第3号 旭川市大雪クリスタルホール利用者等対応業務プロポーザル審査会委員の委嘱について ・議案第4号 旭川市図書館協議会委員の任命について ・議案第5号 旭川市いじめ防止基本方針(改定案)に対する意見提出手続の実施について ・議案第6号 第2期旭川市学校教育基本計画(改訂版)(案)に対する意見提出手続の実施について ・議案第7号 令和5年度全国学力・学習状況調査結果報告書等について ・報告第1号 令和5年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の委嘱(臨時代理)について ・報告第3号 学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第5号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第6号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)につい		

て

- 5 報告事項
- (1) 旭川市議会令和5年第3回定例会の報告について
- 6 その他
- 7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>本日は、坂田委員から欠席する旨の届出があり、本日の出席委員は4人ですが、在任委員の過半数に達しており、会議は成立いたしますので、ただいまから、令和5年11月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和5年7月定例教育委員会会議（令和5年7月28日開催）及び令和5年8月定例教育委員会会議（令和5年8月8日開催）の会議録については、会議録署名委員に近藤委員と坂田委員を指名しておりましたが、坂田委員が欠席のため、改めて本田委員と近藤委員を指名したいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>それでは、令和5年7月定例教育委員会会議及び令和5年8月定例教育委員会会議の会議録署名委員には本田委員と近藤委員を指名します。</p> <p>また、令和5年8月第1回臨時教育委員会会議（令和5年8月1日開催）及び令和5年8月第2回臨時教育委員会会議（令和5年8月22日開催）の会議録につきましても、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 教 育 員 長	<p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、これらを承認することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和5年7月定例教育委員会会議、令和5年8月第1回臨時教育委員会会議、令和5年8月定例教育委員会会議及び令和5年8月第2回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、令和5年9月定例会及び10月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によろしいですか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和5年9月定例会及び10月定例会の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第2号「旭川市大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」、議案第3号「旭川市大雪クリスタルホール利用者等対応業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」、議案第4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、議案第5号「旭川市いじめ防止基本方針（改定案）に対する意見提出手続の実施について」、議案第6号「第2期旭川市学校教育基本計画（改訂版）（案）に対する意見提出手続の実施について」、報告第1号「令和5年度一般会計予算の補</p>

	<p>正（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の委嘱（臨時代理）について」、報告第3号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第6号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各教員	<p>委員 長 「異議ありません。」 「異議なし。」と認め、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号及び報告第6号については、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
適正配置担当課長	<p>議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p> <p>本件は、朝日小学校について、小学校卒業後の進学先中学校が複数に分かれる状況になっていることから、旭川市立小・中学校適正配置計画に基づき、進学先中学校が統一されるよう、関係学校の通学区域の境界線を変更するため、規則別表2を改正しようとするものです。資料1として、規則の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。</p> <p>資料2「朝日小学校に関連する学校の通学区域の見直し」の図を御覧ください。細い線が小学校の通学区域の境界線、太い線が中央中学校の通学区域の境界線となっています。朝日小学校の通学区域のうち、斜線で表示された①の区域が光陽中学校の通学区域となっていることから、朝日小学校の卒業生の進学先中学校が、光陽中学校と中央中学校に分かれる状況となっています。</p> <p>今回の改正により、小学校と中学校の通学区域の境界線が一致するよう、光陽中学校の通学区域を変更し、朝日小学校の卒業生の進学先中学校を中央中学校に統一します。図の下表が、通学区域見直し前後の指定学校を整理した一覧です。</p> <p>この変更は、令和6年4月1日から施行しますが、施行日以後に入学・転学する生徒に適用することとし、現在、小中学校に通学している児童生徒は、卒業までその学校に通学します。また、施行日より前から対象区域に継続して居住しているお子さんは、希望する場合、現在の指定学校に入学ができるよう、経過措置を設定する予定です。</p> <p>また、今回の通学区域見直し案を、関係する保護者や町内会にお示したところ、光陽中学校への入学を希望する意見が数件ありましたが、いずれも経過措置をもって対応できるものでございました。</p>
各教員	<p>委員 長 本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第1号「旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各教員	<p>委員 長 異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。 次に、議案第7号「令和5年度全国学力・学習状況調査結果報告書等について」、説明願います。</p> <p>末木学校教育部次長 本件は、令和5年4月18日に実施しました本調査の結果に関わり、資料のとおり、『調査結果報告書・指導の改善策』等の概要、別冊1「調査結果報告書・指導の改善策」、別冊2「旭川市学力向上授業ポイント集」及び別冊3「旭川市学力向上学習プリント集」としてまとめ、所管する小中学校及び市民に公表しようとするものです。</p>

本報告書等は、本市の児童生徒の実態に即した学力向上が図られるよう、本調査の実施主体である文部科学省が示す実施要領を踏まえ、調査の設問及び質問項目から、調査結果を分析した成果や課題の状況と、各学校で取り組む必要があると考える授業の改善策をまとめたものです。

本年度の報告書等は、A4版1枚の資料と3つの別冊からなっております。A4版1枚の資料は、教員が本資料等を活用しやすいよう、本年度の概要版を作成したものです。別冊1の「調査結果報告書・指導の改善策」は、調査結果及び成果と課題、課題の改善策等を1冊にまとめたものとなっております。別冊2の「旭川市学力向上授業ポイント集」は、国語、算数・数学、理科及び英語の授業づくりにおけるポイントをまとめたものとなっております。別冊3の「旭川市学力向上学習プリント集」は、調査結果を踏まえ、本市の児童生徒が苦手とする内容等に関わる国語、算数・数学、理科及び英語の学習プリントとなっております。

それでは、別冊1「調査結果報告書・指導の改善策」について説明します。2ページが小学校、3ページが中学校の教科に関する調査結果の概要です。上段は、国語、算数・数学及び英語の領域別のレーダーチャートを示しております。小学校の全教科領域別の状況につきましては、北海道と比べて、全9領域のうち、国語の全ての領域、算数の全ての領域において正答率が上回っております。また、全国と比べて、国語の5領域中「言葉の特徴や使い方に関する事項」、「話すこと・聞くこと」、「読むこと」の3領域、算数の4領域中「図形」、「データの活用」の2領域において正答率が上回っております。

中学校の全教科領域別の状況につきましては、北海道と比べて、全13領域のうち、国語の6領域中「言葉の特徴や使い方に関する事項」、「情報の扱い方に関する事項」、「話すこと・聞くこと」の3領域、数学の4領域中「数と式」の1領域、英語の4領域中「書くこと」の1領域において正答率が上回っております。また、全国と比べて、国語の6領域中「情報の扱い方に関する事項」の1領域、数学の4領域中「数と式」の1領域において正答率が上回っております。

第2期旭川市学校教育基本計画における「基本施策1 確かな学力を育成する教育の推進」の指標の1つに、本調査の「国語と算数・数学において正答数を4つの階層に分けたうち、最も正答数の少ない層に該当する児童生徒の割合」が位置付けられていることを踏まえ、この割合について分析を行っております。令和5年度につきましては、英語の調査も実施されたことから、英語についてもこの割合について分析を行いました。

グラフ中【A】が下位25%、【B】が上位25%のそれぞれの層に属する児童生徒の割合を表しています。小学校では、正答数の少ない層の割合は、国語、算数ともに北海道、全国より低い状況となっております。また、正答数の多い層の割合についても、国語、算数ともに北海道、全国より高い状況となっております。中学校では、正答数の少ない層の割合は、国語は北海道より低く、全国より高く、数学は北海道及び全国より高く、英語は北海道より低く、全国より高い状況となっております。また、正答数の多い層の割合は、国語及び数学は北海道及び全国より低く、英語は、北海道より高く、全国より低い状況となっております。

次に、無回答率の状況について掲載しております。小学校では、全ての教科において、無回答率は全国及び北海道より低い状況となっております。中学校では、国語、数学の無回答率は全国及び北海道より高く、英語の無回答率は全国より高く、北海道と同じ割合となっております。

また、各教科の調査結果について、設問ごとに詳細な分析を行い、成果や課題をまとめて示しております。なお、昨年度同様、各教科において「相当数の児童生徒ができていた設問」及び「課題の見られた設問」の個別の設問については、正答率をそれぞれ示したところです。

次に、教科に関する調査結果の課題の改善策を示しております。国語、算数・数学及び英語において、「課題が見られた設問」に対する改善策を4つずつ示すとともに、各改善策をそれぞれ1ページにまとめており、上段から「課題が見られた問題の出題の趣旨」、「旭川市の子どもたちがどこでつまづいたのか」、「具体的な改善策」となっており、それらを踏まえ、国語は「授業例」、算数・数学及び英語は「指導の工夫例」を掲載し、指導歴の浅い若年層教員をはじめ、全ての教員に活用いただき、児童生徒一人一人に応じた指導の充実を図るための改善策を作成しております。

次に、児童生徒質問紙調査結果の概要について、御説明いたします。児童生徒質問紙調査の質問項目について、それぞれの質問項目を本市の「確かな学力の育成を図る指導の重点」である、「学びを深める授業づくり」、「落ち着いた学級づくり」、「望ましい学習習慣づくり」の3つのカテゴリーに分類し、分析しております。その分析方法につきましては、昨年度同様、質問項目に「している」、「どちらかといえばしている」など肯定的な回答をした児童生徒の割合が、80%以上を「肯定的な回答が多い割合を示した質問項目」、60%未満を「肯定的な回答が低い割合を示した質問項目」として整理しています。

また、クロス集計については、教科に関する調査の正答数が多い層をU層、それ以外をE層として区分し、正答数と学習習慣や生活習慣の相関を分析しています。

「旭川の子どもたちの概況」では、児童生徒質問紙調査の分析結果をまとめております。カテゴリーごとに、分析の結果を示すとともに、特徴的な質問項目について、3年間の経年比較、クロス集計の例を掲載しております。

次に、児童生徒質問紙に関する調査結果の課題の改善策について、御説明いたします。先ほど説明しました3つの分類の質問紙調査における児童生徒の回答状況等を踏まえ、それぞれの改善策を示しました。

また、最終ページの「おわりに」には、この報告書等の作成に当たり、協力いただいた先生方の名前等を掲載しております。

別冊2「旭川市学力向上授業ポイント集」につきましては、今年度、新たに別冊として示すこととしたものであり、全国学力・学習状況調査や、学校訪問等での課題を踏まえ、各学校における授業改善が一層推進されるよう、これまでの資料の改善を図るとともに、新たな視点等を加え、一つの冊子としてまとめたものです。

具体的な内容といたしましては、一つの単元や学習過程、1時間授業づくりのポイント等のほか、1人1台端末が整備されたことを踏まえ、授業におけるICTの活用例についても、各教科の特性等を踏まえ、示しております。

学校によっては、既に、こうした授業づくりのポイントを作成し、活用している状況もあると認識しておりますが、本資料については、学校で作成している資料の改善にも生かしていただくことを期待しており、そうした考えについても各研修会や学校訪問等で説明し、活用を促してまいりたいと考えております。

別冊3「旭川市学力向上学習プリント集」については、詳細な説明は省略させていただきますが、本年度の調査結果等に基づき、内容の改善・充実を図っております。

以上が、調査結果の公表内容及び改善策等の内容となります。

本報告書等は、教育委員会会議の後、頂いた御意見を踏まえて修正等を行い、市のホームページに公表するとともに、各学校に通知します。

公表後は、来年1月に開催予定の学力向上研修会において、各学校の学力向上を担う教員等に対して、本報告書について説明し、周知を図ります。また、各種研修会や学校訪問における指導助言、校長会・教頭会への働き

教 育 長
本 田 委 員

かけ等を通して、広く活用されるよう取組を進めてまいります。

本案について、御意見、御質問等がありますか。

結果を見ますと小学校はおおむね良い傾向にあると感じますが、その要因の一つは無回答率が低いことだと思います。一方で中学校の課題としては、無回答率の高さだと感じます。これは毎年同じ傾向にありますので、各学校でこのことを十分に自覚し、今回作成した資料を校内研修等で活用していただき、授業の中に生かしてもらいたいと思います。無回答率が高いということは、数学でいうと、基礎的なことについては、身に付いているのかと思いますが、数学的な見方、考え方に基づいた授業に課題があると考えられますので、個別学習というよりも、協働的な学習でお互いに意見を交流し、意見を深めるなどの授業改善が必要になるのではないかと思います。学校や学級によって状況は様々かと思われまますので、一人一人に応じた指導を心がけるようにしていただければと思います。

末木学校教育部次長

御意見いただきましたとおり、無回答率につきましては、課題だと認識しているところであります。今年度新たに作成した学力向上授業ポイント集において、例えば算数・数学科では本田委員が指摘された数学的な見方、考え方を大切にした授業づくりのステップを示しており、本ポイント集を各学校で積極的に活用してもらいたいと考えておりますので、様々な形で周知し、取組を進めていくよう促してまいりたいと考えております。

教 育 長
各 教 育 長

他に御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、議案第7号「令和5年度全国学力・学習状況調査結果報告書等について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 教 育 員
各 教 育 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第7号については、原案どおり決定します。

《 報 告 事 項 》

教 育 長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項（1）「旭川市議会令和5年第3回定例会の報告について」、報告願います。

学 校 教 育 部 長

会期は、令和5年9月12日から同年10月10日までの通算29日間、学校教育部に係る議案としては、令和4年度旭川市一般会計決算の認定について、令和5年度旭川市一般会計補正予算についての2つでした。

まず、令和5年9月8日に開催されました子育て文教常任委員会において、日本共産党の中村委員、民主・市民連合の江川委員から、学童保育施設等における冷房設備について、質疑がございました。

次に、9月13日及び14日の2日間、補正予算等審査特別委員会が行われ、自民党・市民会議のたけいし委員から、小中学校のトイレ洋式化について、無所属の横山委員から、日章小学校耐震改修工事、小中学校のトイレ洋式化について、公明党の高花委員から、小中学校の職員トイレの洋式化について、質疑がございました。

次に、9月20日から同月22日までの3日間、一般質問が行われ、8人から質問がございました。公明党の皆川議員から、小中学校等の熱中症対策とエアコン設置について、自民党・市民会議の笠井議員から、LGBT理解増進法における学校教育について、日本共産党の石川議員から、異常気象対策における学校施設への支援について、自民党・市民会議の安田議員から、学校施設の整備について、自民党・市民会議の沼崎議員から、学校施設における教室への空調設備について、無党派Gの上野議員から、新型コロナウイルス感染症における今後の見通しと対策、教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について、公明党の駒木議員から、児童生徒の安全対策及び危機管理に関する学校の対応状況について、日本共産党の中

村議員から、いじめ防止対策の推進について、質問がございました。

次に、9月25日に大綱質疑が行われ、無党派Gの上野議員から、令和4年度旭川市一般会計・動物園事業特別会計決算における学校給食管理費（小学校）について、質疑がございました。

次に、9月27日から10月3日までの5日間、令和4年度の本市決算に係る決算審査特別委員会民生子育て文教分科会が行われ、公明党の駒木委員から、環境教育など3項目について、日本共産党の中村委員から、学校給食費について、無所属の横山委員から、少人数学級編制事業など9項目について、自民党・市民会議の佐藤委員から、学校給食費について、公明党の中野委員から、学校施設の冷房設備整備について、日本共産党の能登谷委員から、子ども基金など3項目について、民主・市民連合の品田委員から、いじめ問題対策推進費における性被害、性犯罪について、無党派Gの上野委員から、いじめの重大事態について、質疑がございました。

次に、10月5日に令和4年度の本市決算の決算審査特別委員会に係る総括質疑が行われ、日本共産党の能登谷委員から、いじめ防止対策に係る市長の政治姿勢について、無党派Gの上野委員から、いじめ重大事態に係る対応について、質疑がございました。

学校教育部の報告は以上でございます。

引き続き、社会教育部関係部分について御報告申し上げます。

社会教育部に関係する議案としましては、令和4年度旭川市一般会計決算の認定について、令和5年度旭川市一般会計補正予算について、専決処分報告についての3つがございました。

はじめに、補正予算等審査特別委員会において、公明党の高花委員及び日本共産党の能登谷委員から、公民館事業活動費について、質疑がございました。

次に、一般質問において、3会派4人から質問がございました。自民党・市民会議の菅原議員から、「旧宮北邸について」として、今後の旧宮北邸の保存と利活用などについて、日本共産党の石川議員から、「市有施設について」の中で、公民館の在り方について、自民党・市民会議の安田議員から、「旭川産のヒスイ輝石について」として、地域特有の地質地形を学ぶ取組などについて、無党派Gののむらパターンソン議員から、「旭川市と受託業者の関係」として、大雪クリスタルホールの舞台設備操作等業務に係る委託契約について、質問がございました。

次に、大綱質疑において、無党派Gの上野議員から、令和4年度に社会教育部が実施したアイヌ文化に関連した事業について、質疑がございました。

次に、決算審査特別委員会民生子育て文教分科会において、6人から質疑がございました。公明党の駒木委員から、ミュージックウィークについて、日本共産党の中村委員から、公民館について、無所属の横山委員から、アイヌ施策について、公明党の中野委員から、文化会館改修費・文化施設等整備事業費について、日本共産党の能登谷委員から、市民文化会館について、自民党・市民会議の安田委員から、20歳を祝うつどい、アイヌ施策推進費、彫刻美術館と野外彫刻について、質疑がございました。

社会教育部の報告は以上でございます。

本案について、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項（1）「旭川市議会令和5年第3回定例会の報告について」は、報告を受けたこととします。

《 そ の 他 》

他に、何かありますか。

社会教育部長

教 育 長
各 委 員
教 育 長

教 育 長

各事	委員	局	ありません。 ありません。
			《 秘 密 会 》
教	育	長	<p>ここからは、秘密会といたします。 ここで皆さんにお諮りいたします。</p> <p>議案第2号「旭川市大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」、議案第3号「旭川市大雪クリスタルホール利用者等対応業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」、議案第4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、報告第2号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の委嘱（臨時代理）について」、報告第3号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第6号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各教	委員	長	<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第2号、議案第3号、議案第4号、報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号及び報告第6号については、会議録には概要を記載することといたします。</p>
			<p><議案第2号「旭川市大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」></p>
			<p>令和5年11月28日から受託者が決定される日までを任期とする旭川市大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務プロポーザル審査会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
			<p><議案第3号「旭川市大雪クリスタルホール利用者等対応業務プロポーザル審査会委員の委嘱について」></p>
			<p>令和5年11月28日から受託者が決定される日までを任期とする旭川市大雪クリスタルホール利用者等対応業務プロポーザル審査会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
			<p><議案第4号「旭川市図書館協議会委員の任命について」></p>
			<p>令和5年12月1日から令和7年11月30日までを任期とする旭川市図書館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
教	育	長	<p>次に、議案第5号「旭川市いじめ防止基本方針（改定案）に対する意見提出手続の実施について」、説明願います。</p>
眞田学校教育部長			<p>旭川市いじめ防止基本方針につきましては、いじめの防止等のための対策を推進するため、いじめ防止対策推進法に基づき、国及び北海道の基本方針の内容を踏まえるとともに、これまで本市において推進してきた学校の取組や、児童生徒が主体となった取組の成果等を反映し、平成31年2月に策定したものであり、令和4年3月に一部改定しております。</p>
			<p>本市におきましては、令和3年3月に市立中学校の女子生徒が遺体で発見された事案について、いじめの重大事態の調査の結果、当該生徒が深刻で重大ないじめを受けていたことが明らかとなりました。教育委員会及び学校において、法に基づくいじめの認知やいじめへの組織的な対応が十分に行われなかったと反省し、再発防止の徹底のため、いじめの防止のため</p>

の対策を抜本的に改めることとし、令和5年4月に市長部局に新設されたいじめ防止対策推進部と学校・教育委員会が一体となったいじめ防止対策「旭川モデル」に取り組むとともに、令和5年6月30日に施行された旭川市いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめの防止のための対策を進めているところでございます。

本基本方針につきましては、新たないじめ防止対策「旭川モデル」の施策を反映させるとともに、国の生徒指導提要の改訂や北海道いじめ防止基本方針の改定などを踏まえ、いじめの問題を取り巻く環境の変化に的確に対応し、いじめの防止等のための対策の一層の推進を図るため、全面的に改定することといたしました。

この度、旭川市いじめ防止基本方針（改定案）を作成しましたので、改定案に対し、令和5年12月8日から令和6年1月10日まで、意見提出手続を実施しようとするものです。

『旭川市いじめ防止基本方針（改定案）』についてにつきましては、意見提出手続の実施の際に、改定案と合わせて市民等にお示しするものであり、「改定の背景」、「改定案の概要」、「改定期間」について示しております。

それでは、基本方針改定案の内容について御説明申し上げます。

改定案については、「第1章 基本方針改定の趣旨」をはじめ、4つの章で構成されております。

「第1章 基本方針改定の趣旨」につきましては、基本方針の改定の背景と趣旨について記載しております。

「第2章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」につきましては、旭川市いじめ防止対策推進条例制定の意義、関係主体の責務等、いじめの防止等に関する施策の考え方等について記載しております。「5 いじめの防止等に関する施策の考え方」におきましては、市長部局、学校・教育委員会が一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止、再発防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」の推進体制や施策の考え方について記載しております。

「第3章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」につきましては、第2章で示した考え方に基づき、現行の基本方針の内容を整理するとともに、強化したいじめの防止等のための対策について記載しております。特に、「2 市が実施するいじめの防止等の取組」におきましては、第2章で示した「旭川モデル」の施策の具体や道の基本方針に基づく取組について記載しております。また、「3 学校が実施するいじめの防止等の取組」におきましては、現行の基本方針の内容を整理するとともに、強化したいじめの防止等の取組について記載しております。さらに、「4 重大事態への対処」におきましては、いじめの重大事態が発生した場合、市及び学校が、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、同種の事態の発生の防止に取り組むことについて記載しております。

「第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」につきましては、その他の重要事項について記載しております。「1 旭川市いじめ防止基本方針の公表及び見直しの検討」におきましては、市が、条例に基づき、市いじめ防止基本方針を策定又は変更したときに速やかに公表することや、同基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検するとともに、国の基本方針及び道の基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しを行うことについて記載しております。

以上が、基本方針改定案の内容でございます。

今後予定している意見提出手続を実施した後、市民の皆様から頂いた意見と教育委員会の考え方を整理し、改定案の修正等を行い、令和6年2月定例教育委員会会議において改定案を付議し、御審議いただき、本基本方

教 育 長
各 委 員
教 育 長

各 委 員
教 育 長

石原学校教育部長

針を改定したいと考えております。

本案について、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、議案第5号「旭川市いじめ防止基本方針（改定案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第5号については、原案どおり決定します。

次に、議案第6号「第2期旭川市学校教育基本計画（改訂版）（案）に対する意見提出手続の実施について」、説明願います。

第2期旭川市学校教育基本計画の見直しについては、令和5年7月定例教育委員会会議にて実施についての報告をさせていただいているところですが、この度、2回の旭川市学校教育基本計画懇話会を経て、頂いた御意見を参考に、（改訂版）（案）を作成しましたので、内容と意見提出手続の実施について御説明いたします。

はじめに（改訂版）（案）の内容について御説明いたします。

「第2期旭川市学校教育基本計画（改訂版）（案）見直しの概要」を御覧ください。本計画は、策定から5年が経過し、社会状況、子どもの状況及び子どもを取り巻く状況、教育に関わる国の動向等が変化したことから、基本理念、目指す子ども像、目標、基本施策、取組の概要は維持しつつも、取組の詳細及び主な事務事業、指標を見直すこととしました。

「第2期旭川市学校教育基本計画【改訂版（案）】の体系表」を御覧ください。懇話会での御意見を踏まえ、四角枠で囲みました「取組の詳細に関する見直しの視点」を設定し、下線で示しました主な事務事業を中心に改善・充実を図ってまいります。

「第2期旭川市学校教育基本計画（改訂版）（案）」の冊子を御覧ください。本冊子では、基本計画の詳細を示しています。なお、本会議において変更点を端的に説明するために、平成31年3月策定の当初計画からの変更部分を下線で示すとともに、ページ下部に見直しの方向性を記載しております。意見提出手続を実施する際には、これらを削除することをお知りおきください。

取組1「基礎・基本を定着し、学びに向かう力を育む教育の推進」については、令和の日本型学校教育の答申での学習指導要領に基づく指導の徹底やICT環境の整備が進んでいる状況から、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を重視すること、子ども自身が家庭学習の計画を立てて取り組むこと、1人1台端末等のICTを効果的に活用しながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を一層充実させることを目指し、新たに、児童生徒の実態を踏まえた指導資料の作成、各学校の教育課程の改善等に向けた教育研修会の実施を計画しました。

取組2「新しい時代に対応した教育の推進」については、1人1台端末が導入され、児童生徒に育成すべき資質・能力の基盤の一つとして情報活用能力が求められていることから、情報活用能力を身に付けさせることを目指し、新たに、情報の適切な取捨選択や効果的な活用、情報モラル等の指導を計画しました。

取組4「いじめや不登校等への対応の充実」については、いじめ対応が本市の重要課題となっていることや不登校が増加していることを踏まえ、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの防止等のための対策、互いの人権を尊重し、いじめを許さない態度等を養うこと、不登校児童生徒の心のケアや社会的自立のための支援を目指し、新たに、旭川市いじめ防止対策推進条例、旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止や早期発見、重大化の防止の取組、旭川市教育支援センター（ゆっくらす）における個別の支援やオンラインサービスを活用した学習支援を計画しました。

取組 6 「学校体育と学校保健の充実」については、昨今の猛暑や感染症流行の状況を受け、猛暑による熱中症や新型コロナウイルス感染症等の拡大による健康被害への対策に向けて、新たに、熱中症や新型コロナウイルス感染症などに対する学びの保障とのバランスを図っての確実な対応を計画しました。

旧指標 1 4 「特別支援教育に係る校内研修を実施し、かつ、教職員が外部の研修に参加した学校の割合」については、目標を達成したことから削除し、新たに、指標 1 4 「特別支援教育相談員が配置されている学校の割合」を設定しました。

取組 9 「一人一人のニーズに対応した教育の充実」については、特別な支援を必要とする児童生徒が増加し続けている状況を踏まえ、教育上特別の配慮が必要な児童生徒に適切に対応すること、関係機関との連携による相談支援体制の一層の強化を目指し、新たに、旭川市子ども総合相談センターや関係機関との連携の継続を計画しました。

指標 1 5 「学校安全計画及び危機管理マニュアルの検証・見直しをしている学校の割合」については、近年、地震や暴風雨などの自然災害だけでなく、弾道ミサイルの発射、爆破などの犯罪予告、熊の出没など危機事態が多様化していることを踏まえ、学校安全計画と併せ、危機管理マニュアルの検証・見直しも求めることとしました。

旧指標 1 8 「無線LAN環境を整備済みの学校の割合」については、目標達成したことから削除しました。また、旧指標 2 1 「小中学校の通学区域の整合性」については、通学区域の見直しが進んだことから、指標 1 9 「適正規模校の割合」に変更しました。

取組 1 2 「教材・教具の整備」については、令和の日本型学校教育の答申等においてICTを活用した教育の一層の充実が求められていることから、GIGAスクール構想の実現を前提とした新しい時代の学びを支える教材・教具の整備、児童生徒用1人1台端末、指導者用端末、校内ネットワークの整備・充実を目指し、新たに、教育課程の実現に要する教材・教具やICT環境の整備・充実などの計画的な推進を計画しました。

取組 1 3 「施設等の改修・維持管理・整備及び耐震化の推進」については、暑さ対策のための施設整備の観点から、猛暑による熱中症などの健康被害への対策に向けて、新たに、設備改修などの老朽化対策、冷房設備の整備を計画しました。

取組 1 4 「小・中学校の適正配置の推進」については、児童生徒が減少している状況から、適正な学校規模の確保を目指し、新たに、令和7年度から始まる第3期「旭川市立小・中学校適正配置計画」の点検・見直しを計画しました。

旧指標 2 3 「中学校区で教育課程に関する共通の取組を行い、かつ教科の接続を図っている割合」及び旧指標 2 4 「中学校区で学校運営の基本方針の一部又は全部を共通で設定しているコミュニティ・スクールの割合」については、目標達成したことから削除しました。その上で、指標 2 1 として「中学校区で合同の学校運営協議会の開催等による連携を図っている割合」を追加しました。

取組 1 6 「小中連携・一貫教育とコミュニティ・スクールの推進」については、子どもたちや学校を取り巻く状況が複雑化、多様化していることから、学校種間、保護者、地域が一体となった教育、地域ぐるみで子どもたちを育成しようとする意識の醸成、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体化を目指し、新たに、学校訪問、研修会の実施、研修資料の作成・配付、地域学校協働活動を所管する社会教育課との連携を計画しました。

取組 1 7 「教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進」については、時間外在校等時間の上限1か月45時間を超える者が一定程度存在

している実態から、教職員が心身ともに健康で生き生きと子どもと向き合うことを目指した「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第2期）」の推進を計画しました。

取組18「学校における指導体制の充実」については、教員一人一人が新しい時代に求められる多様な教育課題に対応するための力を身に付けることができるよう、人材育成に取り組む必要があることから、新たな取組として、教育公務員特例法の改正により導入された新たな研修制度に基づく研修履歴を活用した対話に基づく受講の奨励を計画しました。

以上が、基本計画（改訂版）（案）に対する説明でございます。

次に、意見提出手続の実施について御説明いたします。

『第2期旭川市学校教育基本計画（改訂版）（案）』に対する意見等の募集、いわゆるパブリックコメントを実施するものです。意見募集期間等につきましては、令和5年12月4日（月）から令和6年1月12日（金）までであります。周知につきましては、本市ホームページのほか、各支所、各公民館の窓口、広報誌「あさひばし」にて行います。また、意見の提出方法につきましては、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請のほか、各支所、各公民館の窓口にて受け付けます。なお、本計画につきましては、提出された御意見を踏まえ、今年度内に改訂する予定です。

本案について、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、議案第6号「第2期旭川市学校教育基本計画（改訂版）（案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第6号については、原案どおり決定します。

次に、報告第1号「令和5年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告願います。

本件は、令和5年度旭川市一般会計補正予算について、旭川市議会令和5年第4回定例会に議案を提出するよう、市長へ意見を申し出るものでありますが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告するものでございます。

学校教育部は23事業について、予算を補正するものです。このうち19事業は本市の会計年度任用職員の給料、報酬額等の見直しが行われることに伴うもの、2事業は新型コロナウイルス感染症対策に関するもの、2事業が学校施設の冷房設備整備に関するものでございます。

まず、今回、議会に提出する補正予算の議案は、急を要するものなど、他の議案より先に審議する「先議」と呼ばれる議案となるものが2事業ございます。学校感染症対策支援費（小学校）補正額4,380万円、学校感染症対策支援費（中学校）補正額2,208万円につきましては、小中学校における感染症対策に必要な物品の購入等を行う事業であり、令和4年度から繰り越された事業となりますが、国から補助上限額の引上げの通知があったため、令和5年度分の事業として、予算を補正しようとするものです。

なお、今回の引上げ分は学校における換気対策の整備に係る経費が対象とされております。ただし、この事業は今年度中の執行が条件とされており、早期に着手する必要があることから、先議として通常の補正予算とは別議案としているものです。財源につきましては、両事業とも事業費の2分の1が国庫補助金、2分の1が一般財源となっております。

次に、先議以外の補正予算についてです。まず、会計年度任用職員の給料、報酬額等の見直しに伴う補正予算について御説明いたします。

教 育 長
各 委 員
教 育 長
員 長
石原学校教育部長

令和5年8月に行われた人事院勧告において、国家公務員の給与水準の改定が勧告されたことを踏まえ、本市においても会計年度任用職員の給料、報酬額等の見直しを行うことに伴うものであり、これらについては、各事業において予算計上されているものがあるため、学校教育部では19事業で予算を補正しようとするもので、補正予算額の合計は9,180万円となります。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする就学費用支援事業費（小学校）を除き、全て一般財源としております。

次に、（新）学校施設冷房設備整備費（小学校）補正額2億5,906万7千円、（新）学校施設冷房設備整備費（中学校）補正額1億2,478万2千円につきましては、学校施設に冷房設備の整備を進めようとする事業でございます。今年の猛暑に加え、今後も気温の上昇が想定される中、児童生徒の教育環境にとって、暑さ対策は喫緊の課題となっております。本市においても、学校施設において早期に冷房設備の導入を検討しておりますが、多くの学校で電源改修が必要となるといった課題がありますことから、中長期対策として、今後、数年間をかけて冷房設備の整備を進めていくこととしております。

今回補正するこの2事業では、児童生徒が暑さを避けるためのスペースとして多目的教室へのエアコンの設置、また、熱を遮る機能を持つカーテンの導入のほか、引き続き簡易型クーラーの設置を進めるとともに電源改修を行います。さらに、大規模な電源改修が不要であり、かつ、児童数が多い小学校10校の普通教室等に先行してエアコンを設置することとしております。他の学校につきましても、簡易型クーラーの設置やカーテンの導入により、暑さ対策を進めるとともに、必要な電源改修を進めてまいります。また、今後、数年間で、全普通教室にエアコンを設置するほか、職員室へのエアコン設置も進めていく予定としております。なお、この2事業につきましては、早期に着手した上で、次年度の夏に向けて、円滑に事業を進めるため、必要な事業費の額を繰越明許費として、令和6年度に繰り越す予定としております。財源につきましては、市債と一般財源としております。

以上が学校教育部の補正予算でございます。

主藤社会教育部次長

続きまして、社会教育部の令和5年度旭川市一般会計補正予算について御説明いたします。

社会教育部の補正予算につきましては、学校教育部から説明があったとおり、令和5年8月に行われた人事院勧告を踏まえ、本市においても会計年度任用職員の給与改定を行うことに伴うものであり、各事業において計上されている報酬、給料及び職員手当等の予算を補正しようとするものでございます。

地域を支えるシニア世代人材育成費補正額37万7千円、常磐館管理費補正額45万7千円、社会教育振興費補正額23万2千円、公民館管理費補正額582万円、図書館管理費補正額647万4千円、図書館事業活動費補正額4万3千円、科学館管理費補正額150万円、文化振興費補正額5万9千円、彫刻美術館管理費補正額112万2千円、彫刻美術館事業活動費補正額10万7千円、博物館管理費補正額48万円の11事業で、合計1,667万1千円となり、財源は全て一般財源としております。

以上が社会教育部の補正予算でございます。

教 育 長
各 委 員
教 育 長
各 委 員
教 育 長

本案について、御意見、御質問等がありますか。
ありません。
それでは、報告第1号「令和5年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
異議ありません。
「異議なし。」と認め、報告第1号については、報告のとおり了承しま

す。

<報告第2号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の委嘱（臨時代理）について」>

令和5年11月9日から令和7年9月1日まで及び令和5年11月9日から令和7年11月8日までを任期とする旭川市いじめ防止等連絡協議会委員を委嘱することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」>

令和5年10月1日から令和6年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

令和5年10月22日から同年11月8日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第5号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和5年10月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第6号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和5年10月4日から同年11月7日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

《 そ の 他 》

他に、何かありますか。

ありません。

ありません。

それでは、以上で令和5年11月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》

教 育 長
各 委 員
事 務 局
教 育 長